



国際私法 練習問題

問題 空欄に適語を入れなさい。

外国法を（ ）と捉えるならば、その内容を明らかにする責任は当事者が負い、外国法の内容が判明しない場合、外国法を自らに有利に適用しようとする者の請求は（ ）。

例えば、日本法によると、AはBを養子にすることが認められないが、このケースの準拠法は甲国法であり、それによると、養子縁組は成立すると主張し、Aが家庭裁判所に同縁組の許可を求めたが、裁判所が甲国法の内容について知ることができないとき、A・B間の養子縁組は（ ）。

これに対し、外国法を（ ）と捉えるならば、裁判所がその内容を究明する責任を負う。調査しても外国法の内容が明らかにならないとき、裁判所は（ ）に照らし判断するとするのが通説・判例である。

訴額が140万円を超えない訴えは（ ）に提起し、超える訴えは（ ）に提起しなければならない（裁判所法第24条第1号および第33条第1項第1号参照）。（ ）が第1審の場合、第2審は地方裁判所、第3審は高等裁判所となる。他方、地方裁判所が第1審の場合、第3審は（ ）である。

第1審と第2審は（ ）と呼ばれるのに対し、第3審は法律審と呼ばれ、第3審は事実問題について判断しえない。なお、最高裁判所が第3審であるとき、第2審が法律を誤って適用したことを理由に（ ）することは許されないが、高等裁判所が第3審であるときは許される。その根拠条文は（ ）である。

外国法を（ ）と捉える場合、第3審は下級審による外国法の適用・解釈が適切かどうか審査しえない。

外国法を（ ）と捉えるならば、第2審が外国法の適用を誤ったことを理由として（ ）することは許されない。他方、外国法を（ ）と捉えるならば許される。ただし、第3審は（ ）でなければならない。